

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の軽減措置が創設されます

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修が行われた住宅については、翌年度分の税額が1/3に減額されます。(100㎡までを限度)

＜減額の対象となる要件＞

○次のいずれかの方が居住する既存の住宅
(賃貸住宅を除く。)

- ① 65歳以上の方
- ② 要介護認定または
要支援認定を受けて
いる方
- ③ 障害者



○次の工事で、補助金等を除く自己負担額が30万円以上のもの

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ 便所の改良
- ⑤ 手すりの取付け
- ⑥ 床の段差の解消
- ⑦ 引き戸への取替え
- ⑧ 床表面の滑り止め化



※確認の手続き

- ・納税者は、改修後3ヶ月以内に工事明細書や写真等の関係書類を添付して、税務課まで申告してください。
(工事内容を示す書類は、建築士・登録性能評価機関等による証明でも結構です)
- ・申告後、税務課が工事内容等を書類で確認するとともに、必要に応じて現地確認を行います。

お問い合わせ 鏡野町役場 税務課 ☎(0868)54-2985

津山地域男女共同参画活動推進センター 会員募集のお知らせ

津山地域男女共同参画活動推進センターは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う・・・そんな地域社会をめざして色々な活動に取り組んでいます。

多くの皆さん(男性の会員も大歓迎)の参加をお待ちしています。

(活動内容) 講演会・研修会の開催
他団体との交流
機関紙の発行など

(会 費) 年会費 1,000円

◆申込み・お問い合わせ

津山地域男女共同参画活動推進センター
副代表 岡本 弘子
☎0868-54-0349
または鏡野町役場総務課
☎0868-54-2111

1,000㎡以上の土地の開発行為の際には、許可申請・届出・協議が必要です

①鏡野町の条例に基づく届出・・・1,000㎡以上の宅地造成等の開発行為(上齋原地区については500㎡以上及び戸数要件があります)・・・町開発調整審議会の案件となります。

②都市計画法に基づく許可申請(県知事許可)・・・都市計画区域内で3,000㎡以上の開発行為(都市計画区域外でも10,000㎡を超えるものについては、都市計画法の適用を受ける場合があります)

③県土保全条例に基づく許可申請(県知事許可)・・・都市計画区域外で10,000㎡以上の開発行為

※県知事許可が必要となるものについては事前に岡山県と協議を行ってください。

5月開発審議会の届出の締め切り・・・4月20日(金)

お問い合わせ：鏡野町役場 企画課 ☎0868-54-2982

土地取引には届出が必要となる場合があります

国土利用計画法により一定面積以上の土地取引(売買、交換、地上権設定など)する場合、土地を取得した方(売買の場合は買主)は、契約を締結してから2週間以内に、土地の所在する市町村役場まで届出をすることとなっています。

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は法律により罰せられます。

鏡野町内の場合、次の規模の土地取引に届出が必要です。

都市計画区域内……………5,000㎡以上
都市計画区域外の区域…10,000㎡以上

詳しくは、土地の所在する市町村役場または所管の県民局までお問い合わせください。

平成
18年度

電源立地地域対策交付金(岡山県水力発電施設周辺地域交付金)事業完了のお知らせ

平成18年度事業実施箇所は下記のとおりです。

視線誘導標設置工事	町道人形峠線	(上齋原地内)
農道長藤線歩道舗装新設工事	延長=1,111.5m	(長藤地内)
農道築原線舗装工事	延長=350m 幅員=2.5m	(中谷地内)



上齋原視線誘導標設置工事



農道長藤線歩道舗装新設工事



農道築原線舗装工事